

# 指定更新申請の流れについて

(はじめにお読み下さい)

## 1 指定更新申請までの流れ

＜事業所＞

市からのお知らせ：毎年度末にかけて、次年度の「指定更新予定事業所一覧表」を川崎市ホームページ上に掲載します。

また、当該一覧表を掲載した際には「メールニュースかわさき」、「介護情報サービスかながわのメール配信」で周知を行います。



川崎市ホームページ内の「事業者指定関係書類」のページの中の、各サービスのページにある「4. 指定更新」添付ファイル「指定更新予定事業所一覧表」を御覧いただき、指定更新申請の有無を確認してください。



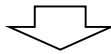
様式をダウンロードして必要書類を作成します。

(「指定更新申請書類記載例・作成例」を参考にしてください。)



＜同一法人で同月に複数の事業所の更新申請を行う場合＞

登記簿謄本の原本は1部で可。いずれかの事業所に原本を添付してください。それ以外の事業所にはコピーを添付し、どの事業所に原本を添付しているか記載してください。



「指定更新予定事業所一覧表」の更新申請書類提出期限(必着)までに、更新申請書類を事業者指定係宛(※最終ページの郵送用宛名ラベルを御利用ください)に郵送にて提出してください。

※ 同一番号で複数サービスの事業所がある場合、指定年月日により更新日は異なりますので注意してください。

★みなし事業所(医療機関併設の通所リハビリテーションや、介護老人保健施設併設の短期入所療養介護・通所リハビリテーション)は、指定の更新の必要はありません。

なお、介護老人保健施設に併設の通所リハビリテーション事業所については、介護老人保健施設本体と人員・施設を共用しているため、介護老人保健施設の許可更新の際に事業所の人員配置・図面等について点検をいたしますのでご了承ください。

## 2 指定更新申請書類の作成

・ 法人の登記簿謄本(現在事項証明書)を法務局から入手して下さい。登記簿謄本は「更新書類提出期限」から起算し3か月以内に発行したものを提出して下さい。

同一法人で同月に複数の事業所の更新申請を行う場合、登記簿謄本の原本は1部で可。いずれかの事業所に原本を添付してください。それ以外の事業所にはコピーを添付し、どの事業所に原本を添付しているか記載してください。

※療養型医療施設の場合など、申請者が法人でない場合は、関東信越厚生局 神奈川事務所の指定通知書の写しを添付して下さい。

- ・ 更新申請様式等の必要書類をダウンロードし、「指定更新申請書類記載例・作成例」を参考に記入して下さい（手書きも可）。
  - ・ 勤務表は、指定更新月（5月1日更新であれば5月分）の勤務表を添付して下さい。また、従業員や勤務時間については更新申請時点での予定（計画）を記載してください。
  - ・ 付表及び勤務表は、サービスごとに必要です。
  - ・ 申請書は更新専用の様式です。新規の申請様式とは異なりますので注意して下さい。
  - ・ 申請と同時に、現在の指定通知書を返納していただきます。
  - ・ 更新申請書類は正・副2部作成してください。正本の返却や写しの交付等はできませんので、必ずコピーを取り、事業所で保管してください。
- 更新申請書類作成後、「指定更新予定事業所一覧表」の更新申請書類提出期限（必着）までに高齢者事業推進課事業者指定係に更新申請書類を郵送にて提出してください。

<その他>

- 指定通知書（原本）を紛失してしまった場合は、紛失届を提出して下さい。

### 3 更新申請書類郵送後～指定まで

- 更新申請書類が当課に到達後、「審査手数料の納入通知書」等をお送りします。納付期限日までに銀行等で支払いをしてください。
- 受付終了＝指定ではありません。補正が必要な場合は「指定（許可）更新申請書類チェックリスト・受付書」に記載の担当者の方に電話等にて連絡をします。
- 申請までに適切に変更届を提出していない場合、指定更新に支障がありますので、提出を忘れていた場合には変更届を至急提出して下さい（提出方法は、川崎市ホームページ内の「事業者指定関係書類」のページを参照）。
- 指定更新通知書の交付により指定更新手続きが終了いたします。
- 指定更新通知書は指定更新前月の最終開庁日の発送となります。

その他、御質問がございましたら下記の川崎市公式ウェブサイトに掲載の「FAX質問票」に行ってください。

FAX様式ダウンロード先：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>

### 4 指定申請等に係る審査手数料

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収しています。

#### **（1）審査手数料の額**

事業の種類	新規指定（許可）申請	指定（許可）更新申請
居宅介護支援	20,000円	10,000円
居宅サービス （訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売）	1サービスにつき 20,000円	1サービスにつき 10,000円

(通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護)	30,000円	10,000円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,000円	25,000円
施設サービス(介護療養型医療施設)	—	25,000円
施設サービス(介護老人保健施設、介護医療院)	63,000円	25,000円
介護予防支援(地域包括支援センター設置者のみ)	10,000円	10,000円
介護予防サービス (介護予防訪問サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,000円	1サービスにつき 10,000円
(介護予防通所サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,000円	10,000円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。  
 2 変更届・加算届などは手数料の徴収はありません(介護老人保健施設、介護医療院を除く)。  
 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は(33,000円)。  
 4 ユニット型介護老人福祉施設に併設する従来型介護老人福祉施設について、併せて新規又は更新申請をする場合、手数料を免除します。

## (2) 納付方法

- 更新申請書類が当課に到達後、「審査手数料の納入通知書」等をお送りします。納付期限日までに銀行等で支払いをしてください。
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還しません。

## (3) 手数料の納付例

○介護老人福祉施設及び併設事業所の例			○介護老人保健施設及び併設事業所の例		
	新規指定	更新申請		新規指定	更新申請
介護老人福祉施設	45,000円	25,000円	介護老人保健施設	63,000円	25,000円
通所介護	30,000円	10,000円	短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
予防通所サービス	15,000円	10,000円	予防短期入所療養介護	みなし指定	みなし指定
居宅介護支援	20,000円	10,000円	通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
	計110,000円	計55,000円	予防通所リハビリ	みなし指定	みなし指定
			居宅介護支援	20,000円	10,000円
				計83,000円	計35,000円

☆郵送用宛名ラベルとしてご利用ください。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
 川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課 事業者指定係

〈 指定更新申請書類 在中 〉